

和歌山県市町村国保広域化等支援方針（概要版）

第1 広域化等支援方針の策定目的と対象期間

市町村が運営する国民健康保険（以下「市町村国保」という。）については、小規模保険者が多数存在し、被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きいことなどの構造的な問題を抱えています。

また、被保険者側からみれば、保険料（税）は市町村ごとに大きく異なります。

このような市町村国保の構造的な問題を解決し、負担と給付の公平化、将来にわたり安定した制度運営を確保するためには、国の責任により、市町村国保の全国レベルの一元化が図られる必要があります。

国民健康保険のあり方については、更なる財政基盤の強化を図り、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運営について財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ市町村の役割が積極的に果たされるよう都道府県と市町村において適切に役割分担することが方向性として示されたところです。

広域化等支援方針は、都道府県が、市町村の意見を十分に聴いて、市町村国保の運営の広域化や財政の安定化を推進するために策定する支援の方針です。

広域化等支援方針の対象期間

平成22年度～平成32年度

第2 和歌山県の市町村国保の現況と将来見通し

- 1 国保加入者に占める60歳以上の高齢者の割合、無職の割合が高い傾向にあり、今後これら割合は一層増加し、被保険者の平均所得がより低くなることが考えられます。
- 2 医療費は、平成23年度からほぼ横ばいですが、被保険者数が減少傾向にあるため、1人当たり医療費は増加傾向にあり、全国平均より若干高くなっています。高齢化の進展とともに、高齢者の割合が高い国保事業においては、被保険者の1人当たり医療費が増加していくことが考えられます。
- 3 国保保険料（税）は増加傾向にあります。
低所得者や無職の割合が高い中で、負担額の増にも限界があり、保険料（税）を中心とした収入確保が、より困難な状況となることが考えられます。
- 4 各市町村の国保財政の実質的な収支では依然として厳しい状況にあります。
国民健康保険をとりまく情勢は依然厳しく、被保険者の高齢化、低所得者層の増加など、制度の抱える構造的な問題により、その財政基盤はきわめて脆弱で、医療費が年々増加する状況にあって国保財政は大変厳しい状況にあります。
- 5 このような構造を改善するために、広域化等支援方針による広域的な財政運営に向けた取組や各市町村における国保保険料（税）の収納率向上などといった運営努力が必要です。
しかしながら、これらの取組にも限界があるため、国の責任により、負担と給付の公平化、将来にわたり安定した制度運営を確保するため、市町村国保の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示するよう、国に対して求めていきます。

第3 市町村国保の広域化を推進するための具体的な施策

1 事業運営の広域化等

- (1) 保険者事務の共通化・医療費適正化策の共同実施
和歌山県国民健康保険団体連合会では、保険者事務の共同処理を行っていますが、国保総合システムの活用により、一層の促進に努めます。
 - ・被保険者資格及び異動処理事務（委託：30市町村国保）
 - ・レセプト点検の資格確認及び給付記録事務（委託：30市町村国保）
 - ・レセプト管理システムによる二次点検事務（委託：28市町村国保）
 - ・高額療養費及び高額医療・高額介護合算療養費算定事務（委託：28市町村国保）
 - ・医療費通知の作成事務（委託：29市町村国保）
 - ・ジェネリック医薬品差額通知の作成事務（委託：30市町村国保）
 - ・第三者行為損害賠償求償事務（委託：30市町村国保）
- (2) 収納対策の共同実施
 - ・滞納整理事務の共同実施（実施時期：平成22年度）
 - ・収納担当職員に対する研修会の実施（実施時期：平成22年度）
- (3) 広域的な保健事業の実施
 - ・市町村国保の特定健康診査集合契約の検討（平成22年度から検討開始）
 - ・保健担当職員に対する研修会の実施（実施時期：平成22年度）
- (4) その他（下記のキャンペーンの実施）
 - ・重複受診やコンビニ受診などの防止を目的（実施時期：平成23年度）
 - ・収納率向上や口座振替の促進を目的（実施時期：平成23年度）
 - ・特定健康診査、特定保健指導の実施率向上を目的（実施時期：平成22年度）

2 財政運営の広域化等

- (1) 保険財政共同安定化事業の拠出基準の見直し（実施時期：平成27年度）
- (2) 和歌山県特別調整交付金の交付基準の見直し（実施時期：平成22年度）
- (3) 和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の活用（実施時期：平成22年度）

3 和歌山県内の標準設定

- (1) 保険者規模別の収納率目標（実施時期：平成22年度）

保険者規模別の収納率目標

年間被保険者数	収納率
5千人未満	94%
5千人以上1万人未満	93%
1万人以上5万人未満	92%
5万人以上10万人未満	91%
10万人以上	90%

※年間被保険者数とは、1月～12月の平均被保険者数 収納率は、現年 一般+退職

- (2) 標準的な保険料（税）算定方式及び応益割合（平成27年度から検討開始）
 - ・将来的に県内の保険料（税）の統一を図ることを目指し、算定方式について資産割を平成32年度に廃止することを目標に各市町村ごとに試算等を行うなど、4方式から3方式への移行に係る検討を実施
- (3) その他
 - ・赤字解消について、平成28年度末までに繰上充用分を計画的に解消

※ 広域化等支援方針は、国の国保制度改革の見直し状況等により、策定後においても適宜見直しを実施し、追加修正していくこととします。